

平成26年度事業計画

(平成26年2月1日～27年1月31日)

1. 平成26年募集の奨学生

平成26年度に募集する奨学生（6月給与・貸与開始分）については、指定校を30校とし、募集人員を30名とする。平成25年からの奨学生15名が残っているため、平成26年6月以降の奨学生は合計45名となる。

(1) 本年度新規に法科大学院学生30名を募集する。

本年度採用の奨学生の給与・貸与の合計金額は2,400万円となる
 $30 \text{ (人)} \times 10 \text{ (万円)} \times 8 \text{ (月)} = 2,400 \text{ 万円}$ (平成26年6月から同27年1月までの分)

本年度の奨学生を推薦依頼する法科大学院等について

(2) 募集する学生の学年と人数

法科大学院 3年生 17名（1年間）・同2年生 13名（2年間）

(3) 奨学生を推薦依頼する法科大学院

奨学生を募集するにあたり、全国の法科大学院を対象とすると募集手続のために時間と労力の負担が重く当財団の事務処理能力のうえから困難である。そこで、全国の法科大学院のうち合格者数と合格率を考慮して下記法科大学院30校から奨学生候補者の推薦を依頼する。

慶應大学、東京大学、早稲田大学、中央大学、京都大学、一橋大学、明治大学、大阪大学、北海道大学、上智大学、神戸大学、同志社大学、名古屋大学、立命館大学、東北大学、首都大学東京、九州大学、大阪市立大学、関西学院大学、法政大学、千葉大学、創価大学、関西大学、広島大学、立教大学、岡山大学、南山大学、横浜国立大学、成蹊大学、愛知大学

(4) 奨学生の決定方法

前記(3)の法科大学院から推薦された候補者を書類選考により第一次合格者を決定し、この合格者全員に対し当財団理事・評議員のうち2名以上の役員がそれぞれの合格者に対し面接をしたうえ奨学生を決定す

る。奨学金を希望する候補者が面接に来るための交通費は財団が全額負担する。

(5) 平成26年2月1日から同27年1月31日までの奨学生に対する給与及び貸与の合計額は、4,920万円になる(内訳:昨年度の法科大学院生のうち3年生(18人)分720万円、2年生(15人)分1,800万円、本年度採用する奨学生30名分2,400万円)。このうち給与は、30%であるので1,476万円となる。

2. 研修会及び講演会の実施

大学生・法科大学院生・司法修習生・弁護士等に対し法曹倫理の研修及び講演会を1回行う。実施する時期は平成26年10月とする。尚、奨学生及び法科大学院を卒業した奨学生全員に通知を出し、奨学生については出席を義務化する代わりに往復に要する交通費は全額財団の負担とする。なお、奨学生を終了した人が司法試験に合格したときは、その年度に限り交通費を財団から支給する。

以上